



鳥取県公報

令和6年3月19日（火）
第9580号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	保安林の指定予定（3件）（120～122）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 2
	鳥取県土木施設愛護ボランティア団体活動促進規程の一部改正 （123）（技術企画課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	都市計画法第66条による告示（3件）（124～126）（道路建設課）・・・・・・・・ 5
	土地改良区の役員の就任（127）（中部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・ 6
	土地改良区の役員の退任（128）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
	河川法による工作物の保管（129）（中部総合事務所県土整備局）・・・・・・ 6
	指定障害児通所支援事業者の指定（130）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・ 7
	指定障害福祉サービス事業者の指定（131）（〃）・・・・・・・・・・・・ 7

告 示

鳥取県告示第120号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
米子市青木字松石568（次の図に示す部分に限る。）、569、字中山647、649の1（次の図に示す部分に限る。）、650、651、653、654、656、657の1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、米子市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第121号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
岩美郡岩美町大字岩本字沓井1415の1、1416
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第122号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
八頭郡智頭町大字宇波字夏明119、字竹ノ上エ848の5から848の7まで
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第123号

鳥取県土木施設愛護ボランティア団体活動促進規程（平成15年鳥取県告示第321号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「土木施設」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する港湾施設及び同条第3項に規定する港湾区域内にある海岸のうち県の管理に係るもの（以下「港湾施設」という。）並びに<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設及び同法第2条に規定する漁港の区域内にある海岸のうち県の管理に係るもの（以下「漁港施設」という。）</p> <p>(愛護ボランティア団体の登録)</p> <p>第3条 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体、水防団、消防団、青年団、老人会、婦人会、学校関係団体、スポーツ同好会その他これらに類する団体が土木施設の愛護活動を行うため県から支援又は清掃等の業務委託を受けようとするときは、様式第1号による土木施設愛護ボラ</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「土木施設」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する港湾施設及び同条第3項に規定する港湾区域内にある海岸のうち県の管理に係るもの（以下「港湾施設」という。）並びに<u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設及び同法第2条に規定する漁港の区域内にある海岸のうち県の管理に係るもの（以下「漁港施設」という。）</p> <p>(愛護ボランティア団体の登録)</p> <p>第3条 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体、水防団、消防団、青年団、老人会、婦人会、学校関係団体、スポーツ同好会その他これらに類する団体が土木施設の愛護活動を行うため県から支援又は清掃等の業務委託を受けようとするときは、様式第1号による土木施設愛護ボラ</p>

ンティア団体登録申請書(以下「申請書」という。)を所轄の総合事務所長又は県土整備事務所長(日野郡の土木施設の愛護活動を行う団体にあつては西部総合事務所日野振興センター所長、鳥取港若しくは田後港又は網代漁港の愛護活動を行う団体にあつては鳥取港湾事務所長、境漁港の愛護活動を行う団体にあつては境港水産事務所長。以下「所長」という。)を経由して、知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、次条の規定により登録を拒否する場合を除き、当該申請に係る団体を土木施設愛護ボランティア団体(以下「愛護団体」という。)として登録し、その旨を所長に通知するとともに、当該団体に対し、様式第2号による登録証を交付するものとする。

3 略

(登録の拒否)

第3条の2 知事は、前条第1項の規定により申請を行った団体が次の各号のいずれかに該当する団体であるとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否するものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)

(2) 暴力団若しくはその構成員(以下「暴力団等」という。)の利益につながる活動を行い、又は暴力団等と密接な関係を有する団体

(3) 暴力団等の利益につながる活動を行い、又は暴力団等と密接な関係を有する者が所属する団体

(4) 前各号に掲げるもののほか、故意又は重大な過失により法令に違反する行為を行った団体その他の愛護団体として登録することが適当でない認められる団体

(愛護ボランティア団体の登録の変更)

第4条 第3条第2項に規定する登録を受けた愛護団体が団体の代表者の氏名、団体の所在地、連絡先、構成人数又は活動予定場所を変更しようとする場合は、様式第3号による土木施設愛護ボランティア団体登録変更届(以下「変更届」という。)を所長に提出するものとする。

2 所長は、前項の規定による提出があつた愛護団体について、第3条第3項の規定により作成した台帳を修

ンティア団体登録申請書を所轄の総合事務所長又は県土整備事務所長(日野郡の土木施設の愛護活動を行う団体にあつては西部総合事務所日野振興センター所長、鳥取港若しくは田後港又は網代漁港の愛護活動を行う団体にあつては鳥取港湾事務所長、境漁港の愛護活動を行う団体にあつては境港水産事務所長。以下「所長」という。)を経由して、知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、当該申請に係る団体を土木施設愛護ボランティア団体(以下「愛護団体」という。))として登録し、その旨を所長に通知するとともに、当該団体に対し、様式第2号による登録証を交付するものとする。

3 略

(愛護ボランティア団体の登録の変更)

第4条 前条第2項に規定する登録を受けた愛護団体が団体の代表者の氏名、団体の所在地、連絡先、構成人数又は活動予定場所を変更しようとする場合は、様式第3号による土木施設愛護ボランティア団体登録変更届を所長に提出するものとする。

2 所長は、前項の規定による提出があつた愛護団体について、前条第3項の規定により作成した台帳を修正

<p>正し、及びこれを保管するものとする。</p> <p>(愛護ボランティア団体の登録の取消し)</p> <p>第5条 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 知事は、第3条第2項の登録を受けた愛護団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。</u></p> <p><u>(1) 不正の手段により第3条第2項の登録を受け、又は変更届を提出したとき。</u></p> <p><u>(2) 第3条の2各号のいずれかに該当することとなったとき。</u></p> <p><u>5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定による登録の取消しについて準用する。</u></p>	<p>し、及びこれを保管するものとする。</p> <p>(愛護ボランティア団体の登録の取消し)</p> <p>第5条 略</p> <p>2・3 略</p>
--	---

附 則

この告示は、令和6年3月19日から施行する。ただし、第2条の改正規定は令和6年4月1日から施行する。

鳥取県告示第124号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画事業の種類及び名称
鳥取都市計画道路事業 3・5・3号美萩野覚寺線
- 2 施行者の名称
鳥取県
- 3 事務所の所在地
鳥取市東町一丁目220
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
鳥取市安長字八本松、字洲ケ本、字池田、字中畦、字前内及び商栄町地内
 - (2) 使用の部分
なし

鳥取県告示第125号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画事業の種類及び名称
鳥取都市計画道路事業 3・5・17号立川甕山線
- 2 施行者の名称
鳥取県
- 3 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目220

4 事業地

(1) 収用の部分

変更する部分

鳥取市岩倉字上樋掛地内

(2) 使用の部分

なし

鳥取県告示第126号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業 3・5・17号立川甕山線

2 施行者の名称

鳥取県

3 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目220

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

鳥取県告示第127号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり大栄町土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和6年3月19日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

就任した役員の氏名及び住所

監 事 前 田 誠 二 東伯郡北栄町六尾418

令和6年3月5日就任 任期 令和9年4月6日まで

鳥取県告示第128号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり四王寺土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和6年3月19日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

退任した役員の氏名及び住所

理 事 塚 根 和 宏 倉吉市寺谷443-1

令和6年2月24日退任

鳥取県告示第129号

令和6年鳥取県告示第9号（河川法による工作物の撤去について）により撤去すべき旨を告示した次の工作物

について、河川法（昭和39年法律第167号）第75条第4項の規定により保管したので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月19日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

1 保管した工作物の種類、数量及び設置されていた場所

工作物の種類	数量	所在地
船	1隻	東伯郡湯梨浜町大字赤池89-5地先（橋津川左岸）、同大字106-7地先（橋津川右岸）、同大字26-1地先（橋津川左岸）及び同町大字上橋津23-4地先（橋津川右岸）で囲まれる二級河川橋津川水系橋津川の河川区域内
タイヤ	10本	
梯子	2台	
その他の係留工作物	多数	

2 保管した工作物を除却した日時 令和6年2月19日（月）午前10時から同月22日（木）午前10時まで

3 保管を開始した日時 令和6年3月19日（火）午前9時

4 保管の場所 東伯郡湯梨浜町大字光吉字南津13-1

5 引取り方法

(1) 引取り期間及び時間

令和6年3月19日（火）から同年9月18日（水）（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時まで。ただし、同年6月18日（火）までに工作物の引取りがない場合には、河川法第75条第6項又は第7項の規定に基づき、当該工作物を売却してその代金を保管し、又は当該工作物を廃棄することがある。

(2) 問合せ先

倉吉市東巖城町2

鳥取県中部総合事務所県土整備局維持管理課

電話 0858-23-3216

(3) 引き取るときに必要な書類等

ア 身分証明書

イ 所有者、占有者その他当該物件について権原を有する者（以下「所有者等」という。）であることを証明できる書類

6 費用負担

河川法第75条第9項の規定により、工作物の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、所有者等の負担とする。

鳥取県告示第130号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月19日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	指定年月日
鳥取県	鳥取市東町一丁目220	鳥取県立総合療育センター	米子市上福原七丁目13-3	保育所等訪問支援	令和6年3月8日

鳥取県告示第131号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月19日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
合同会社優翔	日野郡日野町舟場241-2	ブリエ優翔	日野郡日野町舟場241-2	居宅介護	令和6年3月10日
合同会社健康塾	米子市上福原三丁目13-24	グループホームけんこう	米子市上福原三丁目19-17	短期入所、共同生活援助	令和6年3月11日